

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和5年4月7日付けで提起した情報不存在決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和4年12月15日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - ・個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行った年の告示の一覧を記録した文書（告示台帳）
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和4年12月28日付4熊総第3473号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年4月7日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由から情報公開請求の対象となる情報は存在しない、又は公開された情報は誤っており、公開されるべき他の情報が存在すると考え、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めている。

(1) 熊取町が公開した情報は、平成11年の告示台帳であったが、当該告示台帳には、「個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示」の記載がない。

(2) 公開を求めた情報は、「当該告示をおこなった年」の告示台帳であり、「当該告示が行われたであろうと推測される年の告示台帳の公開を求めたものではない。

(3) 情報公開審査会の皆様にお伺いします。情報公開請求の理念は町の保有する情報を適切に公開することによって、住民の知る権利の保障を確保するものと考えております。では、公開を求めた情報と違う情報が公開された場合、住民の知る権利は保障されているのでしょうか。今後、私以外の人物が同じ意図を持ち、同じ文面で情報公開請求をした際、過去の前例のもと同じ内容で情報が公開されることとなります。それで、住民の知る権利が保障されているといえるのでしょうか。私は、公開を請求した情報と違う情報が公開された場合は、改めて公開決定等の処分を求めることに、不服申し立ての利益が存在するものと考えます。そして、町が保有していなければならない情報を保有していないと情報不存在の決定通知をもって、住民が知ることは、情報公開請求の理念には含まれないのでしょうか。つまり、情報公開請求は、町の保有する情報のみを対象としていて、町が保有していなければならない情報を保有していないと住民が知る権利までは保障しているものではないのか。情報公開審査会の皆様のご見解をお示しく下さい。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

今回請求の「個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示をおこなった年の告示の一覧を記録した文書。(告示台帳)」について、第3473号において「告示台帳(平成11年)」(個人情報保護規則の制定された年)を請求の情報と特定し情報公開決定の通知を行った。

しかしながら、個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年(平成10年及び平成11年)に係る告示台帳には、審査請求人のいう「個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示をおこなった」ということが確認できるものは記載されておらず、審査請求人が審査請求書で主張する、情報公開を求めたものが「当該告示をおこなった年」の告示台帳であり、当該告示が行われたであろうと推測される年の告示台帳ではないという考え方に基づく情報公開請求であるのであれば、第3473号は、再度情報の特定をした上で、公開決定等の処分を行うべきものとする。

ただし、第3473号については、審査請求人からの情報公開請求に対する情報公開決定に係る処分であり、当該処分に対する不服申し立ての利益はないものとする。却下する旨の裁決を求める。

第3 理由

1 情報公開審査会の判断

(1) 本件処分の妥当性について

処分庁は、令和5年10月12日付けで本件処分を取り消し、改めて開示決定を行っており、審査請求の対象となる処分が存在しないことから、当該審査請求は不適法なものと判断せざるを得ない。

2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、審査請求の対象となる処分が存在しないことから、当該審査請求は不適法なものと判断する。よって行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月15日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることができません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります、なお、正当な理由があるときは、上記の期間がこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。